

# 倶楽部たより

2018.1

つるま法律倶楽部



健

和氣致洋



新年あけましておめでとうございます。

皆さま良いお正月をお迎えのことと思います。

「新しい」という言葉が好きです。幼少の新年の朝、真っ白な綿シャツ、パンツ、セーターなどが枕元に畳んであった貧しい中での母の心づくし。あの「白」が、今もお正月になると思い出されます。

鶴舞総合法律事務所は開所30年を迎えようとしています。昭和区の地で、市井に生きる人々の暮らしに向き合い、正義の倫理と奥深い共感で事務所を根付かせてきました。地域の人々と繋がる法律事務所にしたいと「つるま法律倶楽部」を設立し、倶楽部に集う皆様の要望に応え活動を進めてきました。無料法律相談、法律講座、平和と文化をつなげる企画、平和ツアー、低山歩こう会、そして去年は、♪支え合う会ピープルを立ち上げました。

今、法律事務所がある4階には、人々の暮らしを守る保険事務所、快適な生活のための空間づくり・収納サービス、権利擁護NPOと、今の時代の厄介ごとへのアドバイスやお手伝いができる事業所が入り、連携も進み始めています。

2018年1月には、ベテラン弁護士を迎えます。若い弁護士2人と老練な弁護士2人の弁護士4人体制で、鶴舞総合法律事務所は力強くスタートします。

2018年は、憲法改悪を目論む安倍政権と本気勝負の年です。各地域でいのちを守る安倍9条改憲NO!憲法を生かす全国統一署名の3000万署名をやり切って、憲法改悪を阻止し安倍政権を終わらせましょう。

2018年1月1日

つるま法律倶楽部世話人 水谷暎子

## 石塚 徹弁護士入所ごあいさつ

弁護士 石塚 徹

このたび、鶴舞総合法律事務所に入れていただくことになりました。

労働事件を長く一緒に担当していた縁です。

2000年に豊田市の豊田法律事務所から名古屋市南区の事務所に移転して18年間1人で仕事をしていました。主に一般市民事件（民事・家事）刑事事件、少年事件などをしてきました。

これからは、鶴舞総合法律事務所の一員として若い弁護士仲間とも力を合わせて楽しい事務所づくりに励みたいと思いますので、よろしくをお願いします。



弁護士 小島 高志

新年1月から、新たに石塚 徹弁護士が入所いただくことになりました。

石塚弁護士は、経験豊かで各分野に造詣の深い弁護士です。とりわけ子どもの人権にかかわる事件に携わり、大学関係の事件でも多くの成果を上げてこられました。

弁護士の増員に伴い、土曜日も相談枠を設けるなど、市民の方がより気軽に相談しやすい体制を整えてまいります。

本年も変わらぬお引き立てのほど、よろしくお願いいたします。

## いのちを守る3000万署名”

今回「安倍9条改憲NO! 憲法を生かす全国統一署名」の用紙を同封いたしました。

現在の憲法9条が私たちのいのちと平和を守っている。再び戦争をする国にしたくない。この思いに当法律事務所も賛同しています。

人口の4人に1人にあたる3000万人から署名を集め、改憲反対の揺るがぬ世論をつくれば、改憲発議を阻止させることは可能です。

請願事項をお読みになり、主旨に共感いただければ署名をお願い致します。すでに署名をされた方は、ご家族や周りの方々にお伝えいただければと思います。

返信用封筒も同封しましたので、恐縮ですが82円切手を貼ってご利用ください。

たくさんの方の声を国会に届け、憲法9条を守りましょう。

※署名用紙は法律事務所のホームページからもダウンロードできます。



## 表紙の説明 (法律倶楽部会員さんをお願いしています。)

書 和氣致祥(わけちしょう) なごやかに過ごすことは吉祥をもたらす。

長束美秀さん(全国印章技術大競技会銀賞受賞)

絵 武藤健吾さん

新春

気功・太極拳

体験教室

太極拳の準備運動「甩手」(すわいしよ)  
気功「八段錦」「太極拳の部分稽古」



講師 糸柳元英さん (NPO法人ぶらっとほーむ 御器所事務所所長)  
日時 2018年1月27日(土) 午後1時30分～3時  
場所 名古屋市昭和生涯学習センター 視聴覚室  
名古屋市昭和区石仏町1丁目48番地 TEL 052-852-1144  
参加費 500円 (予約制・定員15人 先着順)  
持ち物 動ける服装、運動靴など

体を動かす!! 日々の暮らしの中に自分らしい運動を取り入れたいですね。  
ひとつのきっかけとして、気功、太極拳を体験してみませんか?  
呼吸を意識しゆっくりした動きの中で、手のひらにエネルギーを感じることができま  
す。初心者向け体験教室です。どなたでもお気軽にご参加下さい。

第4回地元の弁護士・税理士・司法書士による無料相談会

日時: 1月29日(月) 午後2時～午後8時 (要予約)

場所: 名古屋市高齢者就業支援センター4階 第1研修室

名古屋市昭和区御器所通3丁目12-1 御器所ステーションビル

つま法律倶楽部に集う弁護士・税理士・司法書士が一堂に会しますので、法律の  
ことや税金のこともまとめて相談できます。お気軽におでかけください。

みなさまお久しぶりです

小野万里子法律事務所

弁護士 小野 万里子

つま法律倶楽部では長年お世話になりありがとうございました。一昨年、事務所移転後も、飲み会だ、旅行だ、低山だとしばしばそちらに出没しております。仕事内容は、気がつけば代理人・弁護人業務だけでなく、裁判所の調停委員、国・県・市の審議委員など公職が増え、トシを感じつつも務めさせてもらっています。

法律倶楽部でお世話になっているところから、イラクの子ども支援や平和の問題に取り組んできましたが、それに加えて、昨年からは『名古屋小児がん基金』の理事としても活動しています。名大小児がんセンターの治療・研究を支えることによって、親の経済力にかかわらず難治性小児がんの子どもたちを救命することがこの基金の目的です。『川澄敬記念シンポジウム』は、生と死を見つめつつ高校1年で力尽きた少年の遺志を生かして小児がん治療の飛躍的発展をはかるための催しです。ぜひご参加下さい。

(詳細は同封のチラシをお読み下さい)

## 行事報告



### 新企画 卓球教室

昨年10月20日(金)昭和生涯学習センター体育館で卓球教室を行いました

先回までは卓球大会でしたが、今回はコーチをお招きしての「卓球教室」。  
なぜか参加者は経験のある倶楽部会員さん。レベルの高い卓球教室でした。  
下記は、参加者のお声です。

日頃ほとんど運動していないので、お誘いを受けたときは少し不安でしたが、やってみて、まあ面白い！本当に心も体もリフレッシュできました。中学3年間と、高校1年間、部活で卓球をやっていましたが、今回、先生の指導が素晴らしく、一つ一つの説明が目から鱗でした。法律倶楽部の多彩な企画は楽しみにしています。お世話くださった世話人の皆様、ありがとうございましたm(\_)\_m  
会員 馬場 美樹子



### 低山歩こう会

昨年の低山歩こう会は、5月富士山バスツアーでの山梨県・紅陽台、6月三重県・局ヶ岳(1,029m)、9月岐阜県・下呂御前山(1,412m)、11月三重県・御池岳～鈴北岳(1,247m、1,182m)の4回行いました。

低山歩こう会は、つま法律倶楽部の設立当初より活動をはじめ、30年近い歴史があります。昨年は、長年低山でリーダーとしてお世話をして頂いた長谷川基彦さんが転勤のため、局ヶ岳をもって、毎回の参加はできなくなりました。ありがとうございました。

今更ではありますが、世間では無名の山も登ってみると、どの山も奥が深く驚きと発見があります。気候によっても全く変わります。また、下見の大切さも毎回身に染みて感じます。下見では何度かヒルに血を吸われ気が付くと足が血まみれになってました。(笑)今年御池岳の反省を生かしこれまで以上に安心安全を第一に心がけ、山の案内もより詳しい情報を提供していきます。皆様のご協力で楽しい会に行きたいと思っております。よろしくお願ひします。

つま法律倶楽部世話人 仲野 丘人



2017.6.11  
局ヶ岳(三重県)

### 署名ありがとうございました。

会員 吉田 典子

つま法律倶楽部のみなさま、息子陽介の署名(中部電力新入社員の労災認定を求める署名)にご協力いただきありがとうございます。裁判が始まりました。何事も初めてのことばかりで落ち着かない日々を過ごしています。

昨年の11月22日には安井弁護士と中学校で労働問題の啓発授業を一緒にさせていただきました。陽介のような子どもを出さない労働環境になればと思っています。今後ともご支援ご協力、よろしくお願ひします。

(前号の倶楽部たよりに署名用紙を同封、多くの皆様から署名をいただきました。)

## 最近の相談から

- ◎ 父が亡くなり、遺品のノートに子どもらへの遺産分配法が書いてありました。子どもたちはこのとおりに遺産をもらえますか。  
⇒難しいでしょう。  
改めて法定相続人で遺産分割協議書を作成しなければなりません。
- ◎ 父の後妻さんは、自分の全ての財産は私が引き継ぐことになるかと常々言っています。私は後妻さんの財産をもらうつもりです。  
⇒あなたが遺産を引き継ぐには、養子縁組をして法定相続人になるか、または、あなたに遺産を遺贈する旨の遺言を後妻さんにしておいてもらう必要があります。
- ◎ 別れた元妻に子どもの養育費を払っています。癌だと宣告されて入院し、収入が途絶えました。元妻側の弁護士からは約束どおりの養育費を支払うよう求められています。  
⇒収入が途絶えてしまえば養育費負担余力はないでしょう。相手はあなたの窮状を理解しないようですから、すぐに養育費減額の調停を申し立てるべきです。
- ◎ 離婚しましたが、元妻は父親である自分を子どもに会わせようとしません。  
⇒現在は、父と子の交流が大事だと考えられています。  
子どもが父親に会って精神的に不安定になるというような事情がない限り父親は子どもに会う権利があります。
- ◎ 保証料さえ払えば低利で融資してくれるという会社と契約しました。問題ないと思うので、保証料を支払います。  
⇒当事務所で調査してみたら、その会社は貸金業登録をしていません。保証料目当ての詐欺商法だと思われます。保証料を払ってはいけません。
- ◎ ネットで、高級上着を安く買えるサイトを発見して申し込みをしました。数日後、それが詐欺サイトだという書き込みを見ました。警察に相談したら、まだ商品が送られてきていないから詐欺かどうか分からないと言い、取り合ってくれません。  
⇒通信販売ではクーリングオフ制度がありませんが、返品制度があり、広告に返品特約の表示をすることが義務付けられています。特約で返品対象外になっている商品は返品できませんが、そもそも返品特約の表示自体がなかった場合は、商品を受け取った日から8日以内に、契約の申し込みの撤回または契約の解除をすることができます。



## 名古屋自由学院名古屋芸術大学教授懲戒解雇事件

弁護士 小島 高志

既にマスコミで報道されたように、2017年10月、名古屋芸術大学のN教授とK教授が懲戒解雇処分を受けました。

懲戒解雇の主な理由は、学内の教職員用メールボックスに組合ニュースを投函し配布したからというものです。しかし法常識によれば、業務遂行や施設管理上実質的支障がない限り、組合ニュース配布活動は正当な組合活動として容認すべきものとされ、そのような労働委員会命令や最高裁判決が出されています。だからこそ組合ニュース配布は労使相互が容認する長年の慣行になっていました。

理事会は2016年4月、メールボックスへの組合ニュース配布を禁じると一方的に通知し、これを撤回しないので、教職員組合は愛知県労働委員会に対して不当労働行為救済申立を行いました。本件解雇処分は、救済申立直後に、組合委員長長のN教授と副委員長長のK教授に発せられたものでした。

本件解雇処分は最初から法的非常識さが明らかでした。また不当労働行為救済申立に対する報復措置である点で、二重三重にも不当、違法であることが明白です。

N教授とK教授は、職場復帰を求める訴訟を提起しました。

理事会による無謀な懲戒処分や組合敵視政策は、学内教職員らに不利益を与えるだけでなく、そこで学ぶ学生たちにも指導教員の喪失、授業の空白等々の重大な被害を及ぼし

2017年(平成29年)12月22日(金曜日)

**解雇、組合活動へ報復**  
名古屋芸術大・元教授2人が提訴

名古屋芸術大(愛知県北名古屋市)教職員組合の委員長中河恵・元教授(左)と副委員長小西一郎・元教授(右)が懲戒解雇された問題で、元教授らが二十日、懲戒解雇は不当だったとして、大学を運営する学校法人名古屋自由学院に解雇の無効などを求める訴訟を名古屋地裁に起こした。

元教授側によると、大学側は「教職員用の郵便受けを目的の外に使い、組合報を入れた」「担当科目の選定で、合理的な理由なく拒否した」などとして、元教授二人を懲戒解雇した。

原告の元教授側は「組合報の配布は正当な組合活動」「専門外の科目を担当を断ることは教員として良心的な対応」と訴え、解雇は組合活動への報復で違法と主張。懲戒処分を決める際、元教授に対する職間や学院の理事会が開かれておらず、手続きにも違反があったとして、

元教授側によると、大学側は「〇一五年半月から組合との実質的な団体交渉を拒否。一七年四月に組合報の教職員用郵便受けへの配布を禁止し、九月には元教授らに自宅待機を命令した。組合は配布禁止や待機命令が不当として十月二十日、愛知県労働委員会に救済を申し立てたが、同二十五日に懲戒解雇の処分が出た。学院は「訴状が届いていないのでコメントできない」とはしていないとしている。

ます。研究・教育の停滞、大学への評価の低下等をも招きます。教育という公共的使命を負託された理事会としてやるべきではないことです。

大学教育を守るためN教授、K教授とともに、当事務所も力を尽くします。不当労働行為救済申立、解雇無効訴訟の弁護士団は3名で構成しています。

### 法律豆知識

#### ◆土地等の使用貸借権

たとえば父が自己名義の土地上に子が建物を所有することを承諾した場合、賃料を払っていない場合は使用貸借権が成立します。父のわがままで土地の明け渡しを求められても、子は拒否する権利があります。

昨年4月、当事務所と30年近くお付き合いのある倶楽部の会員さんから、相談のお電話が入りました。なんと、1年3ヶ月の間に約3500万円分もの着物を購入してしまったとのこと。すぐさま事務所に来ていただいて受任し、着物店に対して契約の解除と代金の返還を求めることになりました。8ヶ月間の交渉の結果、約2480万円分の着物を返還する代わりに、2100万円の返金とローン残高約380万円の支払義務を負わないことを確認し、和解が成立しました。以下は、当会員さんのコメントです。

どうしてこのような買い物をし続けてしまったのか、今もって不可解ですが、「消費者生活センターに相談すべき」と友人に言われ、それが鶴舞総合法律事務所へと結びつきました。

小島先生曰く「全部取り返しましょう」だって…?!そんなことが可能なのかしら…?!

ところが、小島・廣田両先生と岡田さんのお骨折りのおかげをもちまして、予期せぬありがたい結果となり驚くばかりです。このことを通して良い友人を持った幸せ、そして何とんでも全幅の信頼をもって相談した事務所に守ってもらえた賜物であることを改めて知ることとなりました。心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました

## 法律情報

### C型肝炎訴訟提起期限延長が決まる。

出産や手術による大量出血の際に投与された特定のフェブリノーゲン止血剤（4種）・血液凝固剤（4種）の投与によってC型肝炎ウイルスに感染した人（母子感染者、相続人を含む）に対しては、C肝特措法（「特定フィブリノーゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」（平成20年法律第2号）に基づき、症状に応じて4000万円から1200万円の給付金と一定の訴訟費用が支払われます。

給付金を受けるには、製剤投与の事実、それによる罹患の事実を明らかにするため訴訟提起を行う必要があり、その訴訟提起期限は平成30年1月15日とされていましたが、平成29年臨時国会で、期限をさらに5年延長する改正法が成立しました。

類似制度としてB型肝炎給付金制度があります（「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」）。

これは集団予防接種に際し注射器の使い回しによってB型肝炎ウイルスに感染した人に対するもので、症状によって3600万円から（50万円+定期検査費用）の給付金と訴訟費用が支払われます。

訴訟提起期限は平成34年1月12日です。

B型肝炎訴訟については既報（本通信2016.1号）

## 憲法連続講座 第2回—憲法第9条について—

弁護士 安井 一大

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

9条の1項は侵略戦争と武力行使を放棄し、2項は戦力を一切持たないと定めます。2項により結局自衛のための武力行使もできないこととなります。憲法学説では、警察力を超える戦力は保持できないとする立場が多数です。

これに対し実際は、警察予備隊、警備隊、保安隊、自衛隊と実力部隊が作られました。政府は、9条は、自衛のための必要最小限度の武力行使までは放棄しておらず、自衛のための自衛隊は2項が禁じる戦力にあたらぬという見解を示すようになりました。同様に考える憲法学説もあります。

このように、9条を巡って明文と現実との間に鋭い緊張関係が存在しますが、9条は軍事費を抑制する、自衛隊を膨張させない、自衛隊を海外に派遣しない、戦争に巻き込まれる行動はしないという風に作用してきました。森英樹教授の言葉を借りれば、9条が睨みをきかせていたのです。

しかし、2017年には、9条に自衛隊を明記する3項を加憲する構想が登場しています。まだ具体的な加憲案は示されていませんが、自衛隊明記と聞くと、明文と現実を一致させるだけで何も問題はないようにも思えます。でも、もし自衛隊を明記すると、戦力不保持をうたった2項はほとんど無意味になり、睨みをきかせられなくなることで予算が付けやすくなり自衛隊の規模・活動範囲が拡大し、自衛隊員の生命身体がより危険にさらされることが考えられます。

戦争に関する考え方は、次のような歴史の流れをたどりました。すなわち、征服戦争放棄（1791年フランス憲法）→戦争に訴えない義務の受諾、軍備の縮小（1920年国際連盟規約）→侵略戦争全面禁止（1928年不戦条約）→戦争、武力行使の違法化（1945年国際連合憲章）→戦力不保持、平和的生存権（1947年日本国憲法）という流れです。この点、9条が時代錯誤だと批判する意見があります。しかし、大澤真幸氏の言葉を借りるなら、時代錯誤だとすれば、時代遅れではなく、時代を先取りしているという意味でしょう。現在、地球上には、使用すれば何度も人類を絶滅させられるほどの武器が存在しますが、絶滅を回避するため武器を絶対使用せずひいては全て廃棄された状態が、9条の目指すところだと思います。

9条の理念を再確認し、安保法制や自衛隊加憲を考える必要があります。

以上

## 約120年ぶりの民法大改正で私たちの生活はどう変わる??

弁護士 廣田 真紀

2017年5月26日、民法の一部を改正する法律が参院本会議で可決、成立しました。これにより契約に関するルールが民法制定以来、大幅に変わります。

2020年4月1日に施行される今回の改正は、日々の暮らしにどのような影響を及ぼすでしょうか。前回に引続き改正の注目点を解説します。

### ☆消滅時効の成立期間が大きく変わる！

今回の民法改正では消滅時効の成立期間が大きく変わりました。消滅時効とは、一定の期間、権利を行使しないとその権利が消滅して請求ができなくなるという制度です。現行の民法は166条1項、167条1条で、債権等の消滅時効を原則として権利を行使することができる時から10年と定め、例外的に飲食店での料金は1年、弁護士報酬は2年などと取引内容によって個別に時効の期間を定めていました。



改正後は、「権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき」又は「権利を行使することができる時から10年間行使しないとき」に債権は時効によって消滅すると定められました。「権利を行使することができることを知った時」とは主観的起算点を定めたもので、例えば、リストラにあった友人に3万円を貸し、再就職したら3万円を返してもらうという約束をしていた場合、友人から再就職した旨の報告を受ければ、その時点で3万円の返還請求権が発生し、5年間請求しなければ消滅時効により請求をすることはできなくなります。他方、「権利を行使することができる時」とは客観的起算点を定めたもので、友人が就職の報告をしてくれず、返還請求をすることができることを知らなかったとしても、就職の日から10年が経過すれば請求できなくなるというものです。

また、これまでは取引内容によって個別に時効期間を定めていた規定が削除され、一部例外を除き上記のように主観的起算点から5年、客観的起算点から10年と時効期間が統一されました。

改正によってこれまでより消滅時効の成立が早くなり、せっかく発生した権利が行使できなくなるという場面が増えるかもしれません。権利の上に眠ることがないように注意しましょう。

### 法律豆知識

#### ◆弁護士費用特約

自動車の任意保険に加入されている方の中には、弁護士費用特約（いわゆる弁特）がついている場合があります。弁特がついていれば、交通事故に遭った場合、自分は弁護士費用を一切負担せず、保険料が上がる事こともなく、弁護士に示談交渉等を依頼できるため、積極的に活用しましょう。自分の任意保険に弁特がついていることを知らない人も結構います。一度、ご自身の加入されている保険の内容を確認してみてください。

## つるま法律倶楽部会員のみなさんへ ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい。～

★新たに土曜相談日を設けました。

- ◎相談受付 平日午前10時～午後6時  
第2土曜日（午前10時～12時）、第4土曜日（午後1時～3時）  
上記時間外の相談についても対応させていただきます。  
事前に必ず電話予約（受付時間 平日午前9時～午後6時）をお願いします。
- ◎電話相談 簡単に短時間の相談は、電話でもお受けします。
- ◎会員さんに紹介された方も、初回に限り30分の無料相談が受けられます。

### つるま法律倶楽部世話人会（奇数月の第2火曜日が定例日です。）のご案内

1月9日（火曜日）午後6時30分～8時 鶴舞総合法律事務所会議室  
毎回、世話人会では30分間（6時30分～7時）のミニ講座を行っています。  
今回は、「憲法について」安井一大弁護士の話です。  
世話人会終了後は、新年会も予定しています。世話人以外の方のご参加も歓迎です。

### 予 告

- ① 鶴舞総合法律事務所30周年のつどい 4月8日（日）お昼12時～
- ② バスツアー 5月26、27、28日  
今年は万座温泉（一度は行きたい 標高約1800mに湧き出す乳白色の名湯）で2泊  
（安曇野ちひろ美術館・軽井沢・戸隠そばコース等を検討しています。ご希望があれば万座  
近辺でのハイキングコースの設定も可能です。） 仮予約受付します。  
①②とも、詳細が決まり次第お知らせいたします。

### 低山歩こう会

6月 9日	滋賀県	霊仙岳	1,084m
9月 8日	岐阜県	鷲ヶ岳	1,672m
11月25日	錫杖岳	三重県	676m

どなたでも参加いただけます。事務所まで連絡下さい。詳しい案内をお送りします。



### 支え合う会 ♪ぴーぷる♪

同封の♪ぴーぷる便り♪をお読み下さい。

### つるま法律倶楽部会費納入のお願い

今年度の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させていただきますので年会費3000円の納入をよろしくお願いいたします。  
尚、住所変更、退会等は連絡をお願いいたします。

鶴舞総合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地  
エステイプラザ御器所4F

TEL(052)852-1220/FAX(052)852-1227

年始のご案内  
新年は1月9日（火）より  
業務いたします。